

市民と福祉をむすぶ

# かけはし

第190号  
2020  
4月

■編集発行／社会福祉法人養父市社会福祉協議会 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320（地域交流センター「福祉の杜」）  
令和2年4月15日発行 ■電話（079）662-0160 ■FAX（079）662-0161 ■E-Mail :info@yabu-shakyo.jp  
■ホームページ http://www.yabu-shakyo.jp/

## 地区の高齢者を友愛訪問

### 西谷地区ボランティアグループ



▲「お元気ですか」と声をかけながら手渡しました



▲ひな祭りの挿絵を添えた弁当を前に、西谷地区ボランティアグループのメンバー（=3月2日、西谷公民館）

西谷地区ボランティアグループは年に2回、地域の高齢者に手作りの弁当を届ける「高齢者友愛訪問」を平成23年度から行っています。

3月2日、西谷公民館で、メンバー4人が前日からごしらえした材料で赤飯を作り、西谷地区内の81歳以上のひとり暮らし23人と80歳以上の夫婦9世帯18人へ声をかけをしながら届けました。

同グループ代表の上垣和子（うえがき かずこ）さんは「3月はお赤飯、9月は収穫したばかりの里芋を使った炊き込みご飯をお届けします。皆さんが今年もお元気で、喜んで受け取って下さることが嬉しいです」と話し、弁当を受け取った秋山和子（あきやま としこ）さん（筏）からは「皆さんお忙しいのに毎年届けて下さってありがたいです。おいしくいただきました。ひとり暮らししていても皆さんが気にかけて下さって幸せに安心して暮らせます」と感謝の言葉がありました。

令和2年度  
事業方針と予算

第3次地域福祉推進計画の2年目  
安心して暮らせる地域を目指す

3月27日、第43回評議員会にて令和2年度事業方針、予算が承認されました。

養父市社協の行動指針となる「第3次地域福祉推進計画（2019年度～2023年度）」の2年目にあたり、社協は令和2年度「第3次地域福祉推進計画進行管理委員会」を立ち上げ、社会情勢の変化、地域の動向を踏まえながら、計画の進捗状況の点検や評価、検証を行い、改善につなげます。

また、養父市が策定した「第4次地域福祉計画（2020年度～2024年度）」と連携し、整合性を図りながら、活動に取り組みます。

令和2年度の重点事業と主な事業内容をご紹介します。

- 重点事業**
- ① 「第69回兵庫県社会福祉大会」（養父市開催）への参画 11月13日
  - ② 出前講座（まちづくりワークショップ）による福祉連絡会の活動

支援

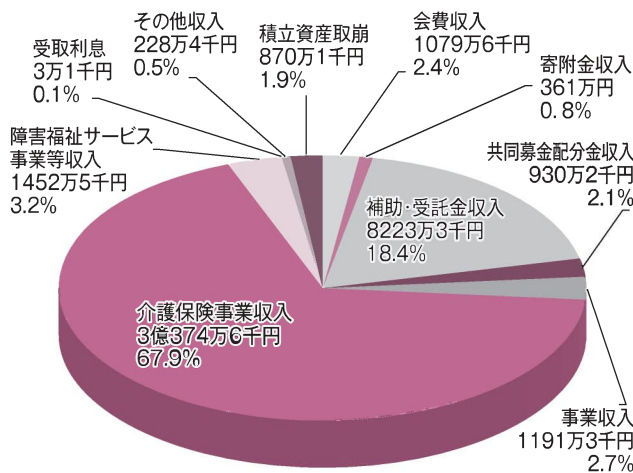
③ 「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」の実施

※ 支援  
その他主な事業

- ・ 新規レクリエーション用具の整備と貸出支援
  - ・ ボランティア講師の登録強化
  - ・ コープこうべと連携したフードバンク事業の促進
  - ・ くらし安心サポーターと福祉連絡会との連携
  - ・ 市内認知症カフェの支援
  - ・ 子育て支援ネットワーク会議の開催
  - ・ 災害ボランティアリーダー養成講座の開催
  - ・ 行政と連携し、社会福祉法人連絡協議会「養父市ほっとかへんネット」の設立
- ※ 要援護者の災害時の避難手段などを組み込んだ個別支援計画（災害時ケアプラン）を作成。（県・市の新規事業）

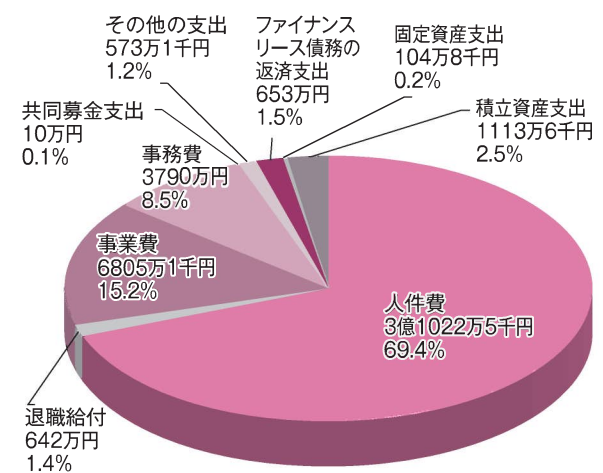
令和2年度資金収支予算

収入額 4億4714万1千円



前年度比0.4%減（160万1千円減）

支出額 4億4714万1千円



前年度比1.9%減（884万4千円減）

令和2年度収支予算の主な増減について

- ① 介護保険収入の823万1千円の減額  
介護サービス利用者の減少などにより、昨年度の予算より大幅な減額となります
- ② 善意銀行への預託の減少  
善意銀行への預託件数、預託額ともに年々減少傾向にあり、昨年度から140万円の減額が予想されます

③ 地域福祉基金の取り崩し

様々な収入が減額となるなか、安定的な地域福祉経営のため、合併後はじめてとなる地域福祉基金から236万9千円を取り崩します

④ 人件費支出を抑える

コスト削減のため事務事業費を抑え、多職種連携を図りながら人件費を1,166万4千円減額します

読者の声

「福祉学習ボランティア養成講座」は実際に車いすやアイマスクでの体験をすることにより障害があることについての学びや周囲の人を思う意識も自然と芽生えると思うので本当に大切な活動の一つだと感じました。（養父地域 女性 38歳）



# 令和元年度 地域歳末たすけあい運動募金報告

寄せられた募金は、  
下記の事業などに  
配分しました。



たくさんのご協力  
ありがとうございます  
ございました

ご協力いただいた募金は、

**276万8,601円** となりました。

(協力世帯6,782戸)  
(歳末指定預託2件)

- 家事援助サービス事業  
74,200円 (15世帯)
- 年末灯油配達サービス事業  
299,244円 (104世帯)
- 市内障害者通所施設訪問  
54,000円 (12施設)
- ひとり親家庭等ランドセル購入助成事業  
80,000円 (4世帯)

- 子育てサロン事業  
49,946円 (6団体)
- 見舞金贈呈事業  
615,000円 (88世帯 123人)
- 年末年始地域ふれあい事業  
1,458,000円 (100行政区)

※募金額から配分事業費と事務費を  
ひいた額を次年度へ繰り越します

令和元年度

賛助会員

特別会員のお知らせ

令和2年2月1日

令和2年3月31日までの受付分

(順不同・敬称略)

## ●賛助会員

100▽大谷八千子▽米田卓夫  
米田修▽植田幸子▽米田渡▽中村  
光枝80▽前田よしゑ50▽  
和田金男▽河邊末廣▽小林義光▽  
森本幸子▽和田祐之▽松村貫昌▽  
伊藤恵▽田村亘▽小畑豊▽秋山富  
男▽森崎司▽大谷重雄▽河野久雄  
▽森本源治▽片岡稔▽佐野誓▽川  
濱二喜夫▽小林吉美▽前田吉男▽  
西谷すみ子▽森下すゑ子▽河内裕  
子(名古屋市)▽西垣広光▽宮岡秀  
司▽匿名2名30▽水田誠▽石  
田剛司▽板坂悦雄▽正垣綾子▽小  
畑佐夫▽正垣昭彦▽正垣豊▽竹内  
睦生▽田畑秀子▽増元加津江▽山  
本清輔▽近藤武▽足立敦子▽中尾  
敏彦▽小谷幸三▽橋本幹夫▽藤岡  
勝子▽山崎たみ子▽岡本結子▽大  
下和夫▽井原弘志▽和田康弘▽中  
尾照彦▽津谷喜代春▽吉田雅代▽  
三宅良弘▽田村恵子▽高田光雄▽

## ●特別会員

小畑喜美一▽正垣猛▽田村讓▽中  
島邦子▽村上京子▽榎井逸郎▽高  
松弘龍▽池田綾子▽池田純子▽中  
野博子▽谷本昇▽西田則子▽安達  
榮▽新田光俊▽雲田美知子▽中村  
市衛▽和田庄治▽高島まるみ▽岩  
佐敏明▽匿名8名20▽和田貞  
夫▽近藤穂津子▽櫻田清恵(芦屋  
市)▽池田公一▽丸山賀代子▽福  
井光夫▽岸田洋子▽西谷和美▽松  
田穆子▽米田宣子▽三島啓子▽匿  
名3名10▽和田年夫▽鎌田正  
明▽北脇実▽生田郁子▽山下勝久  
▽大島正宏▽長尾重代▽木谷作良  
▽木谷勝代▽柏尾聖一▽佐藤正巳  
▽匿名7名

100▽福王寺檀信徒▽匿名1件  
50▽有有限会社オートセンタ  
中尾▽北垣建設株式会社30▽  
養父市家用自動車協会▽中尾ニ  
ット縫製所▽中尾サービス10  
▽ロジ角野山荘

年間を通じて受け付けてい  
る賛助会費と特別会費は、所得  
税法上の寄附金控除及び損金算  
入対象の寄附金です。  
ご協力よろしくお願います。

開始から  
9か月

# フードバンク事業の今



▲養父市社協の石田事務局長（左）から養父市教育委員会の池田主幹（右）に物品を渡しました(=3月6日、福祉の杜)

養父市社協は、生活協同組合コープこうべと連携し、やむなく返品となった宅配商品の一部を善意銀行で受け、生活困窮者やこども食堂などに提供するフードバンク事業に取り組んでいます。

3月には新型コロナウイルスの感染防止のため、市内の学校も臨時休校となるなか、こども園は開園しておりフードバンク事業から野菜ジュースや菓子、調味料など教育委員会を通じ、公立のこども園などに提供しました。

今後も、食品ロスの削減と必要な方への「食の助け合い」に取り組んでいきます。

## フードバンク事業実績報告

(令和元年7月10日～令和2年3月18日まで)

団体	件数	物 品
生活困窮者	13件	加工食品、インスタント食品、レトルト食品ほか
こども食堂	10件	調味料、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、菓子ほか
地域のつどいの場	3件	調味料、乾物
いきいきサロン	32件	調味料、加工食品、レトルト食品、乾物、菓子ほか
社協事業	9件	調味料、インスタント食品、菓子、衣類、日用品ほか
NPO法人	1件	乳幼児食品、日用品
養父市教育委員会	1件	調味料、加工食品、乾物、菓子、飲料水、日用品
その他	1件	インスタント食品
合計件数	70件	



## 未使用切手 ご寄附のお願い

家庭で眠っている未使用切手がありましたら、ご寄附をお願いします。切手は、ふれあい郵便など社会福祉事業に活用されます。



(以上2名 4月1日付 再雇用)

看護師

津崎 幸子

介護支援専門員

小野山輝美

介護福祉課

(3月31日付)

## 退職者のお知らせ

\*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定が変更になる場合があります

- 子育てサロン伊佐  
日 時 5月11日(月)  
場 所 伊佐ふれあい倶楽部
- 子育てサロンすくすく  
日 時 5月12日(火)  
場 所 三宅団地集会所
- ◆ 関宮放課後ブレイパーク  
日 時 4月24日(金)  
場 所 関宮ふれあいパーク
- ◆ 大屋放課後ブレイパーク  
日 時 5月11日・18日(月)  
場 所 大屋小学校
- 子育てサロン高柳  
日 時 4月22日(水)  
場 所 高柳ふれあいいきいきサロン
- 子育てサロン関宮  
日 時 4月27日(月)  
場 所 関宮ふれあい郷
- 子育てサロンそよ風  
日 時 4月20日・27日(月)  
場 所 高柳ふれあいいきいきサロン
- 子育てサロンそよ風  
日 時 5月11日・18日(月)  
場 所 高柳ふれあいいきいきサロン
- 子育てサロンピーナッツ  
日 時 5月8日(金)  
場 所 高柳ふれあいいきいきサロン

## 子育てサロン・放課後ブレイパークの案内

# 今月の かけはしさん



「鉱石の道」明延実行委員会  
まさかず  
小林 政数さん

「鉱石の道」明延実行委員会の中で、私は安全運行推進委員会に所属し、一円電車の車両や線路の保守点検・整備、運行管理等を行っています。

その作業には、地元だけでなく県内外から来る多くのボランティアが関わり、電車の安全運行を支えています。ボランティアが楽しんで活動できるよう盛り上げていくのが私の役目です。

そして、明延の宝である一円電車を生かすことで、また人が集まり、元氣な明延を取り戻すことが私たちの願いです。明延鉱山一円電車の体験乗車会は4月から11月まで計16日運行する予定です。



## 善意銀行だより



令和2年2月16日〜令和2年3月15日（敬称略）  
預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています  
養父市善意銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります。  
詳しくは事務所までお問い合わせください。

- ◆**香典返し**
  - 九鹿 大畑 妙子 20,000円
  - 天子 小林 逸夫 30,000円
  - 中央 米田 隆広 30,000円
  - 匿名 金一封
  - 大塚 和田 浩明 50,000円
- ▼**亡父供養**
  - 今井 森本 克己 30,000円
  - 関宮 栃下 弘 30,000円
  - 別宮 向井 和隆 10,000円
- ▼**物品の寄附**
  - 天子 紙おむつ 小林 逸夫
  - 川西 紙おむつ 高木 経吉
  - 里芋 田村 安夫
  - 下八木 田村 安夫
  - 未使用ハガキ 大畑 妙子
  - 九鹿 紙おむつ 中島 光子
  - 朝倉 マフラー 田村 弘明
  - 森 未使用ハガキ 田村 弘明
  - 建屋 建屋下町7組
- ▼**亡母供養**
  - 今井 森本 克己 30,000円
  - 関宮 栃下 弘 30,000円
  - 別宮 向井 和隆 10,000円
- ▼**フードバンク事業**
  - 共同購入センター但馬 菓子、衣類、健康食品、調味料、油、乾物、インスタント食品、餅、飲料、ドレッシング、ゴム手袋、ほか
  - 匿名 10人
  - 明石市 木製ままごとキッチン
  - 匿名 オブラート、石けん、未使用ハガキ、封筒、衣類、微粒子用マスク、ひざかけ、紙おむつ、ウエットタオル、アイロン、アイロン台、靴、油、調味料、大根
- ◆**寄附金 22万円**  
ありがとうございます。

## 市内認知症カフェのご案内

- 認知症カフェこあん**  
とき：毎月第2木曜日 10時〜15時  
ところ：地域ふれあいの家  
問合せ：養父市社協本部 ☎079-662-0160
- オレンジカフェおや**  
とき：毎月第2土曜日 13時〜15時  
ところ：おおやの郷  
問合せ：おおやの郷 ☎079-669-2100
- 古民家カフェたぬき**  
とき：毎月最終土曜日 11時〜14時  
ところ：大屋町和田  
問合せ：山崎敬一 ☎090-1901-7678
- ほのぼのカフェ**  
とき：毎月第2火曜日 13時〜15時  
ところ：はちぶせの里  
問合せ：はちぶせの里 ☎079-667-3107
- 出会いカフェ**  
とき：毎月第4水曜日 13時〜15時  
ところ：であいの里  
問合せ：養父市社協関宮支部 ☎079-667-3248
- ウィズ**  
とき：毎月第3土曜日 11時〜14時  
ところ：喫茶ウィズ  
問合せ：安井吉成 ☎090-3285-0140

## クオカードが当たる！

## 分割パズルイベント

バラバラになった漢字を組み合わせて漢字2文字の言葉を作ってね。  
イベント このページにあります

# クオカード

■**応募方法** はがきまたは、FAXに答えと住所、氏名、ふりがな、年齢、電話番号、「かけはし」を「ご覧になったご意見・感想をお書き添えの上、ご応募ください。  
正解者の中から抽選で3名さまにクオカードを贈ります。

■**メ** 切 令和2年4月30日必着

■**応募先** 〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 「福祉の社」内 養父市社会福祉協議会 FAX 662-0161

## ★前回の答えは

- 『学習』でした
  - 川戸紀代子さん（虹の街）
  - 小橋 久子さん（上小田）
  - 日下部知津子さん（畑）
  - 岡本絵里奈さん（稲津）
  - 蕪木百合子さん（養父市場）
- 以上5名の方が当選されました。おめでとうございます。



# 総合相談所のご案内

いずれも相談無料

## 心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 4月24日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 5月1日(金) 地域交流センター「福祉の杜」
- ◆ 5月8日(金) 社協養父支部
- ◆ 5月15日(金) 大屋保健センター

◆WEL(うえる)♥縁(えん)♥友(とも)♥婚(こん)  
※毎月第2・第4日曜日に開設する結婚相談(無料)

- 日時 5月10日(日)、24日(日) 13:30~16:00
- 場所 ウエルシア養父上箇店「ウエルカフェ」

## 弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和2年5月20日(休)
- 場 所 地域交流センター「福祉の杜」
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

## くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付ています。

## 教えて弁護士さん!

### 第107回「相続法の改正：特別の寄与について」

Q 私は、これまで認知症で支援が必要な状態にある夫の母親を長らく自宅で介助しており、夫が亡くなってからも続けていました。しかし、先日その母が亡くなり、相続の話になりました。相続人は亡き夫の弟2人なのですが、弟たちから、私は相続人ではないので相続には一切関わるなと言われてしまいました。私は、義理の母を長らく介助してきたのに、何の報いもないのでしょうか。

A 今までの法律では、ご相談のように相続人ではない者が無償で介護等をしたとしても、相続財産から配分を受けることはできませんでした。しかし、それは公平ではないということで、今回の相続に関する法律の改正で、相続人以外の親族で一定の貢献をした者は、相続人に対し金銭の請求をすることができる場合があります。

まず、請求をすることができる者は、亡くなった方の親族にあたる方で、近所の方など親族に該当しない方は請求することはできません。

では、どういうことをしてきた場合に金銭の請求を



### うちげえの宝

藤井 蒼悟ちゃん 3歳1カ月  
(広谷三区・男の子)

#### お父さんの健爾さんに聞きました♪

- ◆名前はどうにつけましたか？  
蒼い海のように広い心で周りの人の心を悟れる優しい人になって欲しいと願いを込めてつけました。
- ◆今、興味をもっていることはなんですか？  
恐竜と動物が大好きで、いつもおもちゃでサファリパークやダイナソーパークを作ったり、図鑑を見たりしています。
- ◆ご両親から一言メッセージ  
我が家に生まれてきてくれてありがとう。明るく元気に、いろんなことにチャレンジしてくれる強い子に育ててね。

することができるかという、「無償で」「療養看護などを行い」亡くなった方の「財産の維持または増加について特別の寄与をしたこと」が必要になります。

仮に、介助をすることで費用をもらっていた場合には、あえて請求を認める必要がないので「無償で」行っていたことが必要になります。また、療養看護の内容は決まっていますが、広く日常生活に必要な支援をすることが該当します。そして、「財産の維持または増加について特別の寄与をした」かどうかは、ヘルパーを利用して支援を受ければ費用の支払いが必要であったが、その代わりに無償で対応した場合などがこれに該当します。

相続人に金銭の請求をする場合、まずは相続人との協議により金額等を定めることとなりますが、協議では決まらない場合、家庭裁判所に対し協議に代わる処分を求めることができます。

なお、請求ができるのは、その方が亡くなったのを知った時から6か月以内、或いは知らなかったとしても亡くなってから1年以内に行わなければならない、とされています。

いずれにしても、どのような介助をどのくらいの期間行ったのかを証明する必要があるため、具体的な内容を記録しておくことが重要です。

S I N法律労務事務所 弁護士 福島 健太

